

ラブホテル建築規制について（豊中市ラブホテル建築規制条例）

【1】趣旨・目的

市民が安全で健康かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境の実現を目指し、ラブホテルの建築について、良好な教育環境その他生活環境の保全に寄与することを目的とした条例を制定し、規制を行っております。

【2】ラブホテルの定義

「ラブホテル」とは、人の宿泊または休憩のための施設のうち、専ら異性を同伴する客に利用されることを目的とする施設で、市規則で定める構造及び設備を有しないものとしております。

【3】旅館またはホテルの届出について

旅館またはホテルを建築（既存の施設の増改築、大規模な修繕及び模様替え並びに用途変更を含む。以下同じ。）するときには、確認申請前に旅館等建築計画届出書に必要図書（付近見取図、配置図、平面図、立面図等）を添付したものと提出しなければなりません。

【4】ラブホテル建築禁止区域

商業地域以外の地域及び商業地域内にあっても教育・文化施設、児童福祉施設、公園等で市長が指定するものの敷地の周囲200メートル以内の区域においては、ラブホテルを建築することはできません。

【5】建築制限

条例の規定により、商業地域内においてラブホテルを建築する場合は、あらかじめ市長の同意を得なければなりません。

詳しいことは、下記までお問い合わせください

問い合わせ先

豊中市 都市計画推進部 中高層建築調整課

第二庁舎 4階 ☎ 06-6858-2116